

| 提案事項<br>管理番号 | 要望事項<br>(事項名)             | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由   | プロジェクト名 | 提案主体名   | 都道府県 | 制度の所管・<br>関係府省庁     |
|--------------|---------------------------|--|---|---------|---------|------|---------------------|
| 1014010      | ベトナム人介護福祉士への就労<br>在留資格の認定 | 現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたいこと。<br>例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。 | 現在の入国管理法では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認定されないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたいこと。<br>これが実現すれば、高齢者介護の職務を志すベトナム人に励みになると同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職者の増強にも貢献できることになる。<br>提案理由:<br>①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、職場も少ないので、介護専門職を志す者は、日本など先進的な外国に留学し、資格取得し、実践経験することがもっとも迅速で有効な手段であること。<br>②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人に一部依存せざるをえないならば、その準備は早期に、かつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。<br>詳細は参考資料をご参照ください。 |         | ユニカ株式会社 | 東京都  | 法務省<br>外務省<br>厚生労働省 |